「週休2日」試行工事実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、枕崎市が発注する工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 建設業における働き方改革において、建設現場の将来の担い手確保のため、 労働環境改善の取組として週休2日制が可能な、環境づくりを推進することを目的 とする。

(定義)

- 第3条 「週休2日」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得 を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。
- 2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成届出日までの期間をいう。ただし、 次に該当する期間は含まない。
 - (1) 夏季休暇3日間(8月13日~15日)及び年末年始6日間(12月29日~ 1月3日)
 - (2) 工場製作のみを実施している期間
 - (3) 工事の全部を一時中止している期間
 - (4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間
- 3 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

- 第4条 対象工事は、枕崎市が発注する工事(森林土木事業を除く。)において、次の 各号のいずれにも該当しない工事とする。
 - (1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事(例:災害時の応急・復旧 工事、随意契約工事)
 - (2) 現場条件の制約等がある工事(例:学校施設の工事、連続施工を余儀なく される工事、関連工事の制約がある工事)
 - (3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の 対象であることを明記するものとする。

(実施手続)

第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に「週休2日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項、第3項及び第6条の規定は適用しない。

- 2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表(別紙1)」(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出する。
- 3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。(別図参照)

(実施報告)

- 第6条 受注者は、計画実績表に休日の取得状況を記入し、毎月月末の実績を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)を併せて提示しなければならない。

(休日の特例)

- 第7条 受注者が、第5条第2項に規定する休日と定めた日において、次の各号に揚 げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは、休 日として取り扱うものとする。
 - (1) 現場内において災害又は第3者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合
 - (2) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合
 - (3) 受注者からの要請により、発注者が現場閉所と認める場合(例:現場パトロール、現場見学会)

(工事費の積算)

【現場管理費】

- 第8条 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた うえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場 合及び実施の結果、4週8休以上の休日確保に満たない場合は、全対象期間の現場 閉所率に応じて補正分を減額変更するものとする。また、市場単価方式による積算 に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。
 - (1) 4週8休以上(現場閉所率 28.5%以上)の場合

1.03

(1) 4週8怀终上(统物团州平20.370以上)》为6日			
	一般土木事業	農業土木事業	営繕(建築)事業
【労務費】	1.05	1.05	1.05
【機械経費(賃料)】	1.04	1.04	_
【共通仮設費】	1.04	1.04	_
【現場管理費】	1.06	1.09	_
(2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上)の場合			
【労務費】	1.03	1.03	1.03
【機械経費(賃料)】	1.03	1.03	_
【共通仮設費】	1.03	1.03	_
【現場管理費】	1.04	1.07	_
(3)4週6休以上4週7休未満(現場閉所率 25.0%未満)の場合			
【労務費】	1.01	1.01	1.01
【機械経費(賃料)】	1.01	1.01	_
【共通仮設費】	1.02	1.02	_

1.05

(実施証明)

第9条 「週休2日」試行工事を実施した工事で、4週6休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した実施証明書(別紙2)を発行する。

(留意事項)

- 第 10 条 「週休 2 日」試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。
 - (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業 が発生するような指示等は行わない。
 - (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
 - (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
 - (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないもの は現場での作業の対象としない。

附則

- この要領は、令和6年1月29日から施行する。
- この要領は、令和6年2月 9日から施行する。